

# 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 (平成十六年国土交通省令第五十九号)の一部改正について

平成 19 年 2 月  
海事局運航労務課

## 1. 改正の背景

船舶保安管理者とは、国際航海に従事する船舶における保安の確保に関する業務を当該船舶において管理する者であり、1974 年の海上における人命の安全のための条約（SOLAS 条約）により各船舶において指名されなければならないこととなっています。我が国の国内法においては、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号。以下「法」という。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成 16 年国土交通省令第 59 号。以下「規則」という。）において、船舶保安管理者の選任等について規定しています。

SOLAS 条約締約国における船舶保安管理者の資格を所有する者（以下「締約国資格所有者」という。）については、SOLAS 条約附属書第 XI/2 章及び船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（ISPS コード）に基づき、船舶の保安に関する知識を有し、また訓練を受けていることが証明されています。国際航海日本船舶の船舶保安管理者の選任については、法第 8 条に規定された船舶の保安の確保に関する講習を修了することが要件とされていますが、わが国の法第 8 条に規定された講習と締約国における講習には重複している講習項目があるため、これに対し、講習内容の合理化を図る観点から、締約国資格所有者については既習の講習項目の受講を免除し、わが国における船舶保安に係る基準及び体制等必要な講習項目に限り受講することにより講習を修了したことを認めることとするため、これに係る規則の所要の改正を予定しています。

## 2. 改正の概要

独立行政法人海技教育機構は、船舶保安管理者講習の受講者が SOLAS 条約締約国における船舶保安管理者の資格を有する場合は、規則第 11 条に掲げる事項に関して既習の講習を免じ、第 1 号（法及び法に基づく命令に規定する事項に限る。）並びに受講者の知識及び能力に関して必要な事項等について講習を行うことを検討しております。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成 19 年 3 月中  
施行：平成 19 年 4 月 1 日